

2013.10.25
第60号

家庭問題情報誌 小あみりお

編集・発行
公益社団法人 家庭問題情報センター
PHONE / 03-3971-3741



《目次》

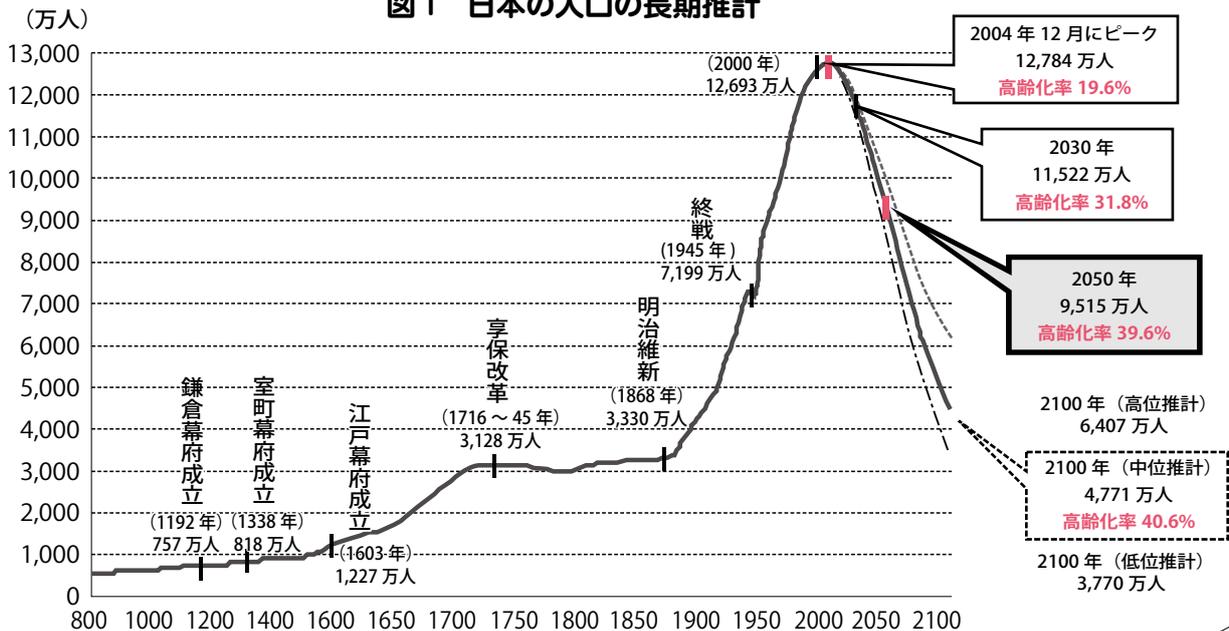
平成家族考 60 <<人口超減少社会について考える>> 1~4 頁
海外トピックス<<ハーグ条約加盟一国境を越える子の奪い合い防止のために>>5~7 頁

◆平成家族考 60

人口超減少社会について考える

国土交通省国土計画局は、平成 23 年 2 月 21 日に、「国土の長期展望」中間とりまとめを発表し、その中でわが国の人口の長期的推移について、図 1 のグラフを発表しています。これによると、2004 年の 1 億 2784 万人をピークに、中位推計によると、2030 年には 1262 万人減少して 1 億 1522 万人となり、2050 年には更に 2007 万人減少して 9515 万人となり、2100 年には更に 4744 万人減少して 4771 万人となり、最も少なく見積もった低位推計値では 3770 万人と、ピーク時の 3 分の 1 近くになる可能性があります。1868 年の明治維新の時の人口 3330 万人から「産めよ増やせよ」の富国強兵策で急上昇した日本の人口は、136 年でピークの 1 億 2784 万人に達し、それから急下降して 96 年で最悪の場合 3770 万人という明治維新に近い人口に戻ることが分かります。もっとも、このグラフは鎌倉幕府の時代まで遡っているため、時間軸が極端に短縮されているので強烈な印象を与えます。実際にはもっと緩やかな形で減少するわけですが、それにしても 100 年足らずの間に最悪の場合、人口が 3 分の 1 になった人口超減少社会の日本の姿を想像することができるでしょうか。現在の少子高齢化対策、過疎化対策など蟻螂の斧のように空しく思われてきます。今回は、100 年後、200 年後の日本はどのような姿になっているのか、そして私たちは今、どのような心構えを持ち、どのような社会を想定すべきかについて考えてみたいと思います。

図 1 日本の人口の長期推計



(出典) 総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、同「平成 12 年及び 17 年国勢調査結果による補間推計人口」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成 18 年 12 月推計)」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974 年) をもとに、国土交通省国土計画局作成

この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



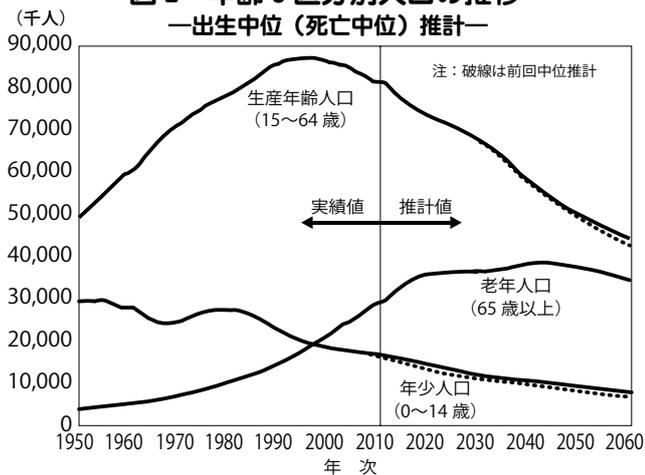
第1章 日本の人口の推移

1 日本の人口はどのように減少するのか

先に日本の人口は、100年足らずで最悪の場合、3分の1まで減少する恐れがあると述べましたが、2200年には、最悪の場合、明治維新当時の人口3330万人、ピーク時の約4分の1になっているかも知れません。東京と地方の減少の度合いは違うでしょうが、それを無視して現在の東京都の人口1328万人が4分の1の332万人になった東京を想像してみてください。林立する超高層ビルはどうなっているのでしょうか。現在でも過剰気味なマンションはどうなっているのでしょうか。過密ダイヤで運行されている電車や地下鉄はどうなっているのでしょうか。今でも過疎化している地方の中山間地では、無居住地区が拡大しているのでしょうか。高齢者問題は どうなっているのでしょうか。

図1は、横軸が極端に短縮されているため強烈な印象を与えていますが、これを昭和25(1950)年から平成72(2060)年までの110年のスパンで、年齢3区分別に示したのが図2です。年齢3区分とは、年少人口

図2 年齢3区分別人口の推移
—出生中位(死亡中位)推計—



(15歳未満)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)です。数値は省略していますが、2010年から2060年までの50年間に、年少人口は当初の1684万人から791万人へと893万人(当初人口の53.0%)の減少、生産年齢人口は8174万人から4418万人へと3756万人(同46.0%)の減少が見込まれています。これに対し、老年人口は2948万人から3464万人へと516万人(同17.5%)増加します。また、同じ期間に、年少人口の割合は当初の13.1%から9.1%へと4.0ポイントの減少、生産年齢人口の割合は63.8%から50.9%へと12.9ポイントの減少が見込まれます。これに対し老年人口の割合は23.0%から一貫して上昇し、2060年には39.9%へと16.9ポイント増加するのです。つまり、50年ぐらいでは、老年人口は減るところか増える一方で、年少人口、生産年齢人口が低下していくのです。急速な人口減少は、少子化によるというよりも、高齢者の寿命による多死(毎

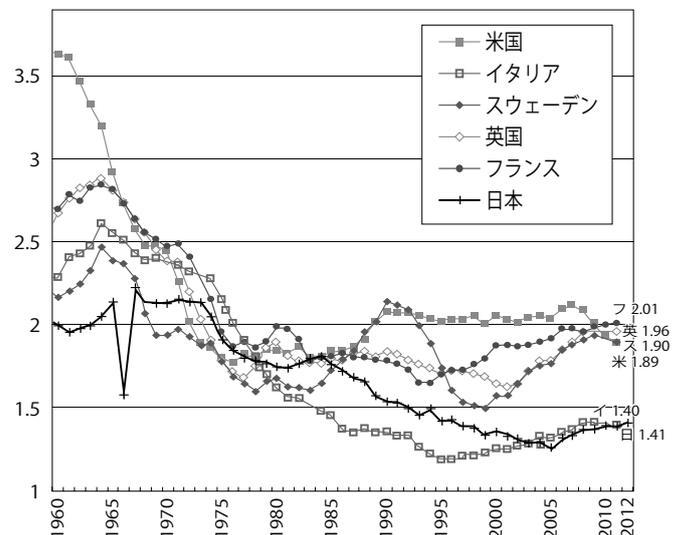
年140万人以上)が続く結果といえます。

2 日本の合計特殊出生率の推計値はどう変わったか

合計特殊出生率(TFR)は、平成家族考55「少子化の社会的背景を各種統計から考える」において取り上げ、先進諸国と比較して説明していますが、人口統計上の指標で、1人の女性が一生(15～49歳)に産む子どもの数を示します。人口減少が起こるとされる水準(人口置換水準)は、日本では2.08前後とされていますが、図3のとおり、2012年の日本のTFRは1.41しかありませんから、人口減少は防ぎようがありません。

1966年の大きな落ち込みは、ひのえうまの年で出産が避けられたことによります。救いは近年上昇の兆しを見せていることです。これを更に高める方策については、後で触れたいと思います。図3によると、スウェーデンは政策変更のためか乱高下し、フランスは

図3 日本及び諸外国の合計特殊出生率(TFR)



(注) 合計特殊出生率は女性の年齢別出生率を合計した値。数字は各国最新年次。日本12年概数。(資料) 厚生労働省「平成13年度人口動態統計特殊報告」「人口動態統計」(日本全年、その他最新年) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2010」、Korea National Statistics Office

上昇の一途をたどっています。TFRの高さは、移民の多産によるところが大きいといわれます。例えば米国のTFRは、以前はアフリカ系国民の多産に支えられていましたが、それが急下降して、1990年以降はヒスパニック系移民の多産に支えられているといわれています。しかし、それもここ数年は急下降の兆しを見せており、政策の変更が考えられます。2011年の移民人口の比率を見ますと、スウェーデンは上昇を続けて15.1%、米国は最近横ばいに転じて13.0%、英国は上昇を続けて12.0%、フランスは横ばいを続け11.6%となっています。本年8月14日の朝日新聞朝刊は、スウェーデンの首都ストックホルムで移民の若者たちが暴動を起こしたことを報じました。政府が自動車など斜陽産業を保護するより、ITなど生産性の高い産業に労働力を移したために、経験が少なく、学歴の高くない移民の若者たちが不利な立場となり、若者の1人は、同世代の友人の8割以上は職も居場所も

ないと語っています。他の国と違って、移民社会とうまく共存する平和な福祉国家とのイメージが強かっただけに、世界に「北欧モデルの醜い一面があらわになった」とロイター通信が報じたとのこと。英国とドイツもルーマニアとブルガリアから押し寄せる移民に財政が圧迫されつつあるとの報道もあります。

また、平成家族考 55 で指摘しているように、TFRの高いこれらの国では、全出生に対する婚外子の割合も高く、2006年の統計では、スウェーデン 54.7%、フランス 52.6%、英国 43.7%、米国 40.6%となっています。因みに日本は 2.1%です。

3 日本の平均寿命の推計値はどう変わったか

WHO の 2011 年の平均寿命の国別ランキング表によると、男性の第 1 位はカタール 83 歳、日本は 12 位 79 歳、女性の第 1 位は日本 86 歳、男女合計での第 1 位は日本 83 歳となっています。194 か国中の男女ともに最下位は、シエラレオネで男性 46 歳、女性 47 歳、男女合計で 47 歳となっています。日本は今でこそ、世界一の長寿国となっていますが、平成家族考 56「進化する老いについて考える」で紹介したように、昭和 10 年当時の男性の平均寿命は 46.9 歳だったのですから、世界最下位のシエラレオネと変わらなかったといえます。

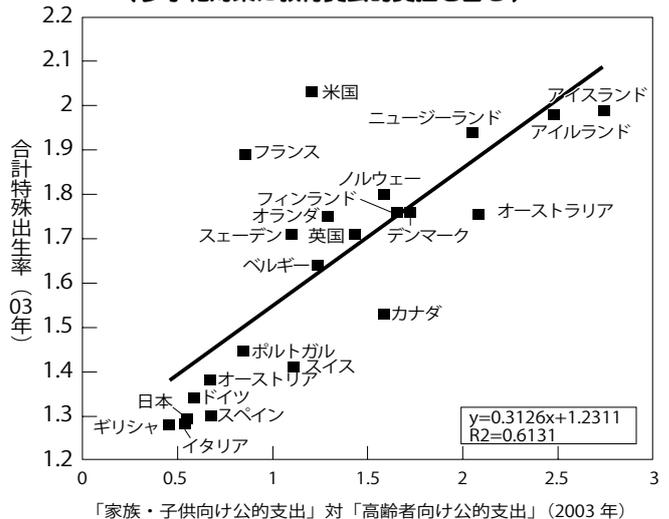
厚生省は、平成 24 年簡易生命表による「主な年齢の平均余命」を発表しています。平均余命とは、それぞれの年齢になった人が後何年生きるかということ、平均寿命というのは 0 歳児の平均余命のことになります。日本人の平均寿命は、男性 79.94 歳（前年より 0.5 歳増）、女性 86.41 歳（前年より 0.51 歳増）となっています。また、60 歳の平均余命は、男性 22.93 年、女性 28.33 年、70 歳では男性 15.11 年、女性 19.45 年、80 歳では男性 8.48 年、女性 11.43 年、90 歳では男性 4.16 年、女性 5.47 年となっています。平均寿命が延びるということは、高齢化は進むとはいえ、人口減少をささやかながら先延ばしすることになります。

第 2 章 人口超減少社会をどのように迎えるか

1 先ずは蠅螂の斧であっても役立つものは使おう

日本に限らず先進諸国はやがて人口減少時代を迎えるといわれています。したがって、どこの国でも TFR を上げる施策を実施してきましたが、その中で TFR を上げることに結びついたデータを図 4 で見てみましょう。図 4 は「統計データはおもしろい！」（注 1）から借用したもので、先進諸国における高齢化対策費に対する少子化対策費の相対ウエイトを指標に TFR との相関を見たものです。子育て支援で有名な国や北欧の国々が高い TFR を示し、日本がギリシャ、イタリア、スペインなどと並んで TFR が低いのは、平成家族考 55 でも触れたように、日本の高齢化対策費はスウェーデン、ノルウェー並みに高いのに、子ども向けの公的

図 4 高齢化対策に対する少子化対策の相対ウエイトと出生率（少子化対策に教育費公的負担を含む）



（注）対象は世銀定義による OECD 高所得国（韓国を除く）。公的支出は社会保険や税の支出。家族・子供向け公的支出には児童手当、生産手当、産休給付金などの他、学校教育費の公的負担を含む。ルクセンブルクはデータなし。韓国は x 軸値が 3.99 と異常に高いので除外した。
（資料）世界銀行、WDI/OECD、Social Expenditure Database 2007

支出の対 GDP 比は、北欧諸国の 6 分の 1 程度しかなく、高齢者向けの経費に追われ、子ども向けの対策まで手が届かないできたということでしょう。図 4 の相関図を見れば、教育費を含めた子育て対策に力を入れれば、TFR が上昇することは大いに期待でき、最近高まりつつある TFR の上昇が更に加速することは明らかです。蠅螂の斧のようなものでも、寄せ集めて使わない手はありません。傾向線から外れて TFR の高い国が米国とフランスですが、米国については、先に触れたようにヒスパニック系移民の多産によるものと思われるが、フランスについては、卓越した給付制度と保育・教育システム（注 4）により、「子どもも仕事も」を多くの女性が可能にしているからのようです。労働力率が高くない日本の女性の労働力率を上げるためにも、大いに見習う必要があります。

2 「2045 年問題」で労働力は余るようになるのか

「2045 年問題—コンピュータが人類を超える日」の著者松田卓也（注 2）によると、未来のある時点で、コンピュータ技術が爆発的に発展し、それより先はコンピュータの行く末を人間が予測できなくなる日（技術的特異点）が来るという仮説が欧米を中心に真剣に議論されていて、アメリカのコンピュータ研究者であるレイ・カーツワイルがその日を 2045 年と予測したことから「2045 年問題」といわれるようになったとのこと。松田によれば、機械化によって人間が失業に追い込まれる、いわゆる技術的失業の第 1 回は、産業革命による自動織物機械による失業であり、第 2 回は、産業ロボットの導入によるブルーワーカーの失業です。一方ではグローバル化により、生産工場を賃金の安い発展途上国に移したことによるブルーワーカーの失業があり、アメリカはプログラミングなどの高度な知的労働をも、インドや東欧などの教

育レベルの高い層のいる国に移しているとのこととす。ところで、予測どおりの 2045 年に技術的特異点 cameたら、どうということが起こるかということ、「〇電話をかけてくる相手の声で性格等を読み取るロボットがコールセンターの人員を半減させる。〇あらゆるものが電子データ化され、証券トレーダーや弁護士が失業する。〇医療や教育の分野もロボット化が進み、失業者が出てくる。〇ブルーワーカーのさらなる失業が続く。〇安泰な職業として残るのは、ロボットのプログラマー、企業のトップマネージャーと家庭の掃除、家事、マッサージ師、美容師の仕事である」とのことです。

TV でお菓子やレトルト食品などの製造工場を紹介することがありますが、原料を入れると長い製造ラインを通り、袋に入れられ、出荷用の箱に詰められて出て来ます。製造ラインには人影はなく、日本のオートメーション技術の高さに驚かされます。素人考えでは、これを押し広げれば、労働力不足も東南アジアへの工場移転の問題も解消するようになると思われます。これは人間がインプットしたことを間違いなく実行するだけで、技術的特異点に達したら、何をインプットするかまでも考えてくれるようになるというのです。

3 ジェンダーフリー、エイジフリーで働こう

日本は、やがて人口超減少社会に突入することは間違いなく、識者は早い時期から、労働力の不足や年金、医療、介護等の高齢者のための社会保障制度が破綻するなど悲観的な論調を展開してきました。その一方では、「人口減少社会の設計—幸福な未来への経済学」(注 3)、「人口減少社会は怖くない」(注 4)、「ウエルカム・人口減少社会」(注 5)、「人口減少社会という希望」(注 6) などという本が出版され、人口減少社会を恐れる必要はなく、メリットが多いのだから悲観的になると力説します。日本の女性の労働力率は、アメリカや北欧に比べてかなり低いのですが、多くの女性が働きたいという意欲を持っているので、フランスほどとは言わないまでも、出産育児・子育ての時期の条件を整えれば、大きな労働力になるといいます。また、日本の高齢者の労働力率は、先進諸国の中でも群を抜いています。これから暫くは老年人口は増える一方ですから、ジェンダーレス、エイジレスで皆で働こうと呼びかけています。世界一の長寿国の日本の高齢者は、平成家族考 56 でも触れたように、世界一元気な高齢者ですから、経験豊かな即戦力となり得ると思います。

また、日本の労働生産性は高くないので、規制緩和により生産性を高める(個人所得を増やす)一方、生産性の低い農林水産業や繊維産業は輸入に切り替えるべきだといひ、輸入を拡大するということは、外国の労働力を輸入することだといひます。もっとも、人口超減少社会においては、食糧は輸入に頼らず、既に大都市で始まっている LED 光源と水耕栽培による食糧生

産工場で賄われることになるのでしょうか。

人口減少の危機感の根本は、年金、医療、介護という高齢者のための社会保障を、不十分な保険料で、若者の負担によって受け取ろうとしているところにあり、高度成長期の既得権にしがみつかないで、保険料に見合った見返りにすべきだといひます。生産年齢人口が減少し、労働力不足が続く中で、多くの高齢者は年金の減額分以上の収入を得ることができましよう。

企業、医療、経済等の門外漢には、悲観論、楽観論のいずれが正しいのか分かりませんが、既得権益や目先の利益にとらわれず、わが国の遠い将来を見据えた息の長い改革が必要なことは分かります。先進諸国もいつかは、人口減少社会に突入することになりますが、そのときは日本の採った施策がよいお手本となるようなものであってほしいものです。

4 おわりに

人間より賢いロボットがいるのであれば、社会保障問題、医療問題、高齢者対策等もロボットに考えてもらひ、山林や無居住地区や田園が荒れたら、人間より賢い知能を持ったブルドーザーに任せようといひたいのですが、だからといって人間は家事、掃除程度の仕事しかなくて、ほんとうに幸せなのでしょうか。SF では、人知を超えたロボットは、必ず人間に反逆をすることになっています。いくら便利だからといってそんな物騒なものに頼らず、人間ほどは賢くなくても一生懸命に働く介護ロボットとか、改良されて一段と省力化を果たしたオートメーションぐらひにとどめ、人間は、やり甲斐のある仕事に汗して働きたいものです。先進諸国だけではなく、やがては全世界の人口が減少するそうですから、そうなる食糧や資源の獲得を争つての国際紛争もなくなり、人類は広々とした大自然に囲まれ、淋しくなる集団の中で助け合い、絆を強めて、穏やかに暮らせるのでしょうか。それとも愚かな人類は、依然として領土を争ひ、宗教で衝突しては殺し合いを続け、人類よりずっと賢くなったロボットたちによって絶滅危惧種に指定され、囲いの中で暮らすことになるのでしょうか。

参考文献

- 1 「統計データはおもしろい！」(本川裕・技術評論社 210.12)
- 2 「『2045 年問題—コンピュータが人類を超える日』(松田卓也・廣済堂新書 2013.1)
- 3 「人口減少社会の設計—幸福な未来への経済学」(松谷明彦・藤正巖・中公新書 2002.6)
- 4 「人口減少社会は怖くない」(原田泰・鈴木準・日本評論社 2005.12)
- 5 「ウエルカム・人口減少社会」(藤正巖・古川俊之・文春新書 2000.10)
- 6 「人口減少社会という希望」(広井良典・朝日新聞出版 2013.4)

ハーグ条約加盟

—国境を越える子の奪い合い防止のために—

2013年5月22日、「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」（いわゆる「ハーグ条約」）が第183回通常国会で加盟承認され、同年6月12日に関連法「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（以下「実施法」と略称）が可決成立しました。近時ますます増加する国際結婚の破綻に伴い、国境を越えた子の奪い合いなどのトラブルが頻発しています。本条約は子の利益を守り、このような紛争の予防を目的とし、ハーグ国際私法会議で1980年10月25日採択され、1983年12月1日発効しました。2013年6月末現在、加盟国は90か国を数えますが、わが国の対応は遅れていました。しかし、政府は年内にも批准書を条約所管国オランダに提出し、締約国となる予定です。この機会にハーグ条約の骨子とわが国の対応について簡単に紹介します。

なお、「ハーグ条約」とは、1893年に設立された「ハーグ国際私法会議」（HCCH）において作成された30以上の国際私法条約の総称を指すこともありますが、本稿では上記の「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」を指します。

ハーグ条約とは

子を一方の親が他方の親の監護権を侵害して、それまで住んでいた国（常居所地国）から国境を越えて連れ去り又は留置した場合、不法に子を奪取された他方の親は常居所地国と連れ出した先の国が条約締約国であれば、どちらの国の機関にも子の迅速な返還と面会交流を求めることができ、締約国にこれを援助、履行する機関として「中央当局」を設置し、具体的な手続を定めることを求めています。そして子を奪つてもすぐ返還しなければならないことを周知させることにより、不法な奪取を抑止することをも目的としています。

本条約は6章45条からなり、前文には、「子の利益が最も重要」で、「不法な連れ去り又は留置によって生ずる有害な影響から子を国際的に保護」することが加盟国への希望として謳われています。

連れ去りの2類型

この条約が採択された当時は、主として監護権のない親が子を国外に連れ去るケースが想定されていました。しかし実際には、夫の暴力に耐えかねた妻が子を連れて自分の国に逃げ帰り留置する（父母ともに監護権のあることが多い）ケースの方が多くなりました。

後者のケースでは、子の返還の際、母が付き添って行かなければ子を不安に陥れる危険があり、母が行けば暴力や生活等の不安にさらされ、ひいては子に悪影響を及ぼす恐れがある等の問題が生じることがあり得

ます。つまり子の親の基本的な人権が守られて初めて、子の利益も守られることとなります。これについては慎重な審理が必要で迅速な返還一点張りというわけにはいかないことが認識され、各国での立法と裁判実務の上で顧慮されていることが窺われます。

中央当局

監護権を侵害され、子を連れ去られたと主張する者は子の常居所地国又は連れ去られた国の中央当局に対して、子の返還確保への援助を申請することができます。この申請を受けた中央当局は、子が他の締約国に居ると信ずるに足りる理由がある場合にはその締約国に申請を転達します。子が現に所在する国の中央当局は子の所在を特定し、子へのさらなる危害を防止し、子の返還、面会交流を実現するための協議の斡旋をし、子を返還するための手続開始についての便宜を与え、必要な場合には法律上の援助を提供し、子の安全な返還を確保する等の行政上の措置をとります。

実施法では、わが国の中央当局は外務大臣（外務省）の所管で、子の所在の特定に関して、子及び同居者の情報を地方公共団体に求めることができ、地方公共団体は警察に子の所在を確かめる情報を求めることができる、と規定されています。

審理手続

子が任意に返還されない場合には、子の返還を求める者は子の所在地国の司法当局が行政当局に子を常居

所地国に返還するよう求めることができます。当局は迅速な措置をとらなければならない、6週間以内に決定がなされない場合には申立人は当局にその理由を説明するよう求めることができます。

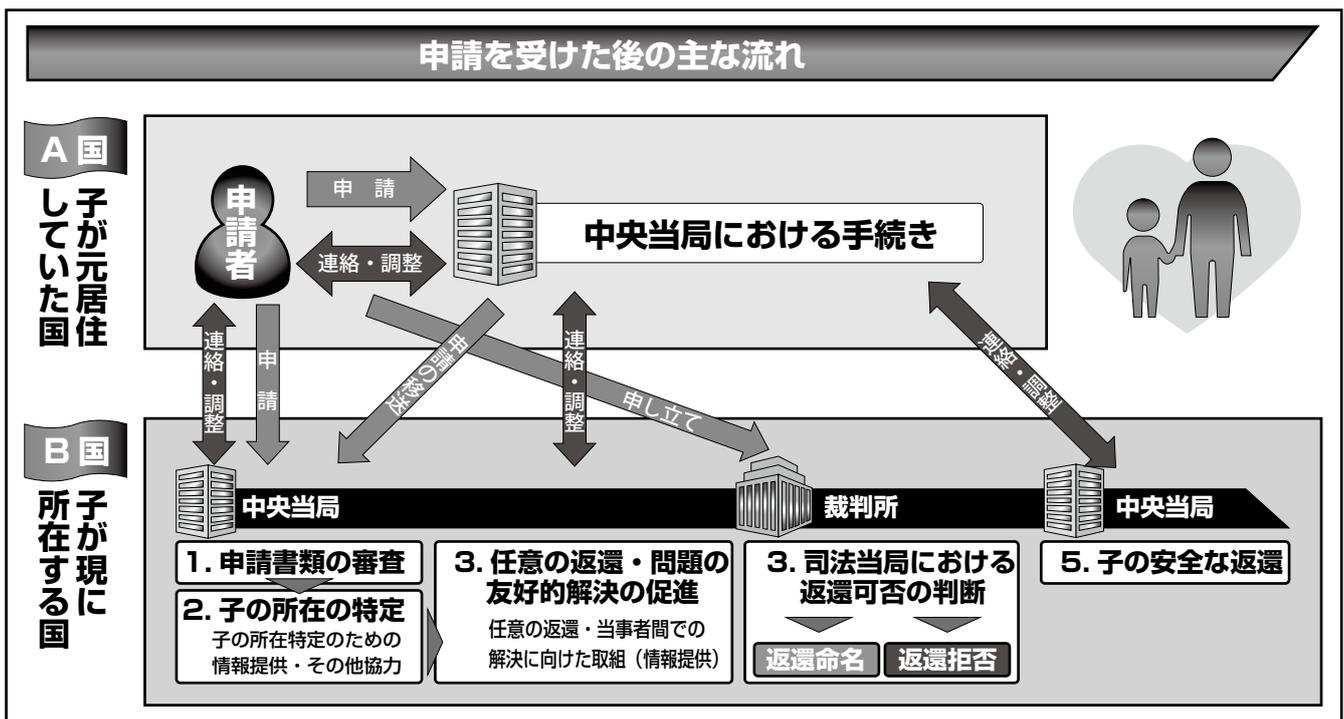
わが国では、返還申立て事件の管轄は、子の所在が札幌、仙台、東京、名古屋の高裁管内であれば東京家庭裁判所に、子の所在が大阪、広島、福岡、高松の高裁管内であれば大阪家庭裁判所にあります。審理は非公開で行われます。裁判所は返還・返還拒否の事由の有無を確認し、子の意思の把握に努め、これを考慮します。必要に応じ、証拠調べ、調査官による調査・審理への立会、医師である裁判所技官に心身の状況についての診断を命じることができます。

返還・返還拒否の事由

裁判所は、以下の要件が満たされていれば返還を命じます。①子が16歳未満である。②連れ去り（留置を含む、以下同じ）が子の常居所地国の法によれば他方の親の監護権を侵害する。③手続開始の日が連れ去りの日から1年経過していない。

裁判所は、相手方が以下の事情を証明する場合には返還を拒むことができます。①子の返還申立てが連れ去りの時から1年を経過し、かつ子が新たな環境に適応している。②申立人が連れ去りの時現実に監護の権利を行使していなかった。③申立人が連れ去りに事前に同意していた又はその後同意した。④返還によって子が心身に害を受け、又は他の耐え難い状況に置かれることとなる重大な危険がある。⑤子が返還を拒み、かつその意見を考慮するに十分な年齢及び成熟度に達している。⑥返還が日本国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められない。

子が返還を拒むこと、つまり子の意思とその成熟度の確認は難しいことがあります。子はある程度成熟していても、多くの場合父母のどちらをも愛していて気持ち揺れ動き言動は一貫しないかもしれません。現に監護している親への配慮から率直な意思を表明できないこともあり得ます。裁判所はどちらかを子に選ばせるのではなく、子どもの心理と面接に関する知識と技能を持つ専門家を活用して子の真のニーズを把握することが求められます。



外務省『わかる！国際情勢 Vol.82 2012年1月26日』より転載

「重大な危険」の判断基準

子に関する裁判については子の利益を最優先すべきことはいふまでもありません。この観点から最も問題となるのは上記④「返還によって子が心身に害を受け、又は他の耐え難い状況に置かれることになる重大な危険がある」とされるのはどういう場合かという、具体的な判断基準です。実施法は判断の際に考慮すべき事情を次のように列挙しています。①子が申立人から暴力その他心身に有害な言動を受けるおそれがある。

②相手方（子自身でなく、一般的に母親の場合が多い）が申立人から子に心理的外傷を与える暴力を受けるおそれがある。③申立人又は相手方が、常居所地において子を監護することが困難な事情がある。

家事調停の利用

裁判所は当事者の同意をえて、いつでも、職権で事件を家事調停に付すことができます。父母間に紛争があっても子がどちらの親とも親子の繋がりを保つこと

が望ましいのはいうまでもなく、そのためには話し合っ
て円満に合意できることが子にとって最善です。裁判外
解決手段（ADR）には司法型と民間型とがあります。裁
判所で行う子の監護に関する家事調停事件は司法型に
属し、監護養育の内容を含む包括的な解決を目指すもの
で、迅速な解決を求める条約でどこまで許容されるか
が問題です。その意味で民間型の調停や仲裁の活用も
考えられるでしょう。家事調停委員はもとより民間機
関の担当者にも外国語に堪能で国際的な視野をもつ
人材の育成が必要だと思われます。

強制執行

子の奪い合いで最も難しい問題は合意が得られず裁
判で返還が決められた場合、いかにこれを実現するか
ということです。子は物ではなく、年齢によっては意
思を持っています。いやがる子を力づくで引き取るこ
とができるか、国内でも子の引渡しに直接強制ができ
るか、それとも履行を促すために一定期間当たり一定
金額の支払を命じる間接強制によるべきかという両論
がありますが、最近では意思能力をもつ子の引渡しに
は間接強制を優先すべきであるという説が有力です。

実施法では、ハーグ条約に基づく子の引渡しの執行
についても間接強制を前置すべきことが規定されてい
ます。さらに強力な手段を求める場合には、裁判所（執
行裁判所）に、第三者に子の返還を実施させる代替執
行の申立てをすることになります。裁判所は監護者によ
る監護を解くために必要な行為をする者として執行
官を指定し、かつ返還実施者を指定します。執行官は
監護者の説得、その住居への立入り、そのための開扉
及び子の搜索をすることができます。抵抗を受けると
きはこれを排除するため監護者に対して威力を用い
又は警察の援助を求めることができますが、子に対し
て威力を用いること、子以外の者に対しても威力を用
いることが、子に有害な影響を及ぼすおそれがあるこ
きはできないとされています。

返還に関する問題

返還命令が出ると、子を常居所地国に連れ戻さなけ
ればなりません。申立人への引き渡しではありません。
どのように引き渡すのか具体的な実施方法については、
条約でも実施法でも規定していません。子を常居所地
国に戻した後、監護権についてその国の裁判所で判断
をしてもらうこととなりますが、言葉の問題と共に、
渡航費、滞在費、裁判費用、弁護士費用等多額の費用
が掛かることが予想されます。これらの援助、電話、
スカイプ、テレビ会議等の利用、場合によっては子
ども代理人の制度の創設等も含めて、今後の課題と
なるでしょう。

面会交流

ハーグ条約では別居親と子の面会交流の援助も重視
されています。近年わが国においても夫婦が調停や裁
判で離婚する場合、親子の面会交流が規定されること
が多くなってきました。その履行確保は最近の家庭裁
判所における最も難しい問題の一つとなっています。
面会交流には直接強制は不可能で間接強制しかあり得
ません。同居親が子を連れて遠くに転居すると別居親
との面会は困難になることが多く、身を隠されてしま
うと裁判所に履行勧告を頼むことができず間接強制
も不可能になります。これは別居親の養育費支払い確
保が難しいこと（わが国では多少なりとも支払われて
いるのは支払義務が決められているケースの2割程
度しかない）と裏腹の問題です。現実には面会交流権
のある親が面会を諦め、養育費請求権のある親が請
求を諦めるケースが多いと思われます。

これは欧米ではつとにリロケーションとして問題に
なってきました（本誌39号参照）。欧米の多くの国で
は同居親が子を連れて転居する場合に、面会交流の権
利をもつ別居親が異議を述べれば、転居に裁判所の許
可を要することになっています。これは同居親の都合
（自分の親族の近くに住むためとか、再婚、就職等の
ため）、別居親の子と面会交流する権利、そして子自
身の別居親と会うための負担（遠く離れた親に会うた
めにかなり犠牲を要する場合もある）などの調整を考
えなければならぬ難しい問題です。

ハーグ条約と国内法

ハーグ条約の原則は、子の所在を探し手続を迅速に
行うこと及び決定事項の実施に対し国が責任をもつこ
とにあります。わが国の国内法では子の所在が不明の
場合、国にはこれを探す責任はありません。家事事件
手続法には審理についての期限の定めはありません。
実施については履行確保制度や強制執行の制度はあり
ますが、いずれも強力ではなく実効性に乏しいのが実
情です。

子の利益のために、複数の国と多くの機関が連携し
て当たるべき時代となりました。わが国においても
ハーグ条約加盟を機に、国の内外、国境を越えると否
とを問わず、子の利益の観点から法のあり方と国の責
任のもち方が問われてくると思われます。

「ハーグ条約」に基づく返還申請の結果

参考までに諸外国での実績を挙げてみます。2008
年の場合、中央当局への返還申請は1,903件で、任意
の返還19%、司法判断を求めたケースは44%（835件）
で、うち返還命令27%（508件）、返還拒否15%
（286件）、合意による面会交流1%（21件）、命令に
よる面会交流2%（41件）となっています。（2008年
ハーグ国際司法会議（HCCH）事務局統計料より）



豊かな街づくりに 役立つ宝くじ。

宝くじの収益金は、図書館や
動物園、学校や公園の整備を
はじめ、少子高齢化対策や
災害に強い街づくりまで、
いろいろなかたちで、みなさまの
暮らしに役立てられています。



財団法人 **日本宝くじ協会**

財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する
事業への助成を行っています。 **日本宝くじ協会ホームページ** <http://jla-takarakuji.or.jp/>

